

## 議会用語解説集

議会では、普段の生活ではなじみの薄い言葉が数多く使われています。岐阜県議会をよく使われる用語をまとめましたので、議会を傍聴する際などの参考にしてください。

	用語	解説
あ行	いいんちょうほうこく 委員長報告	委員会での審査が終了したとき、委員長が本会議で審査の経過と結果を報告することをいいます。
	いけんしょ 意見書	議会は、地方自治法の規定に基づき、国会や国の関係省庁などに対し、制度改善の要望など、議会としての意思をまとめた文書を提出することができます。この文書のことを意見書といいます。
	いっばんしつもん 一般質問	議員が本会議で、県政全般について、知事など執行機関に対し事業の執行状況や方針等について質問することをいいます。このうち、各会派の代表により行われる質問を「代表質問」といいます。
か行	かいかい 開会	議会を開き法的に活動できる状態に置くことをいいます。
	かいき 会期	議会が活動する期間のことで、開会日から閉会日までのことをいいます。会期は、開会日に本会議で議決して決定します。
	かいぎろくしよめいぎいん 会議録署名議員	会議録の内容が正確であると証明するために、会議録に署名する議員のことをいいます。
	かけつ ひけつ 可決・否決	議決のうち、条例案、予算案、契約締結の議案、意見書案、決議案などについて、可とするのを可決、否とするのを否決といいます。
	ぎあん 議案	議会の議決を経るため、知事、議員、委員会が提出する案件のことをいいます。議案には、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の承認などのほか、損害賠償額の決定など多数の種類があります。
	ぎかいうんえいいんかい 議会運営委員会	議会を円滑、効率的に運営するために設置する委員会のことをいいます。議席、会期、質問の取扱いなどの議会の運営について話し合います。

	用語	解説
か行	ぎけつ 議決	議案について採決した結果、得られた議会の意思決定のことをいいます。 条例、予算、意見書、決議などには「可決・否決」、人事には「同意・不同意」、決算には「認定・不認定」、専決処分には「承認・不承認」、請願、陳情は「採択・不採択」というなど、議案の内容によって議決結果の呼び方を使い分けています。
	ぎじ 議事	議決とこれに至る審議の過程の全てのことをいいます。
	きゅうかい 休会	会期中に、1日単位で本会議を開かず、休止することをいいます。県の休日のほか議事の都合上必要があるときは、議決によって休会とすることができます。
	きゅうけい 休憩	会議をその途中で一定時間休止することをいい、主に、休息、食事、議会運営委員会の開催、議事の準備などのために休憩します。
さ行	さいけつ 採決	議長が本会議で出席議員に案件に対する賛否の意思表示を求め、その意思表示を集計することをいいます。委員会においては委員長が行います。起立による採決や、投票による採決、異議がないかの意見を聞く簡易採決などがあります。
	さいたく ふさいたく 採択・不採択	議決のうち、請願について、肯定する議会の意思決定を採択、否定する意思決定を不採択といいます。
	さんかい 散会	本会議の開催日において、その日の議事日程に記載された事件のすべての審議が終了し、その日の会議を閉じることをいいます。
	しつぎ 質疑	議案の提出者に対し、現に議題となっている議案の内容や提案の理由等について、疑問点や不明な点を問うことをいいます。 県政全般に関する質問（一般質問）とは区別されます。
	しっこうぶ 執行部 しっこうきかん (執行機関)	議決機関としての議会に対して、県の事務を行う知事をはじめとする各種の機関（教育委員会、人事委員会、選挙管理委員会など）のことをいいます。

	用語	解説
さ行	しょうしゅう 招集	議会を開くため、議員に一定の日時及び場所に集合するよう要求することをいいます。県議会の招集は知事が行います。
	じょうてい 上程	本会議の議題として扱うことをいいます。議題とするためには、議長が当該案件を議題とする旨を宣告することが必要です。
	じょうにんいんかい 常任委員会	付託を受けた議案などの審査や、県の事務に関する調査を分担して行う委員会のことをいいます。現在、岐阜県議会では、総務委員会など6つの常任委員会を設置しています。
	しんぎ 審議	本会議において、付議事件について説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決する過程のことをいいます。
	しんさ 審査	委員会において、付託を受けた議案、請願等について議論し、結論を出す過程のことをいいます。
	せいがん 請願	法律の定めに基づくもので、県政等に対してご意見・ご要望があるときは、どなたでも提出することができますが、議員の紹介が必要です。議会の審議で採択か不採択かを議決します。
	ぜんかいいち 全会一致	本会議や委員会の採決において、出席議員（委員）全員の意思が一致することをいいます。
	せんけつしよばん 専決処分	時間的に議会の招集を待てない緊急の場合などに、議会が議決をしなければならない事項を、知事が議会に代わって意思決定をすることをいいます。専決処分の後には、議会に報告をし、承認を求める議案の提出が必要です。 このほか、一定額以下の自動車事故による損害賠償額の決定など軽易な事項で、あらかじめ議決によって特に指定したものは専決処分ができますが、その後議会への報告が必要です。
た行	たすう 多数 きりつたすう (起立多数)	議会の議決は、出席議員の過半数をもって「多数」とし決するのが原則です。起立による採決の場合は、議長が起立者の多少を認定します。

	用語	解説
た行	ただちにさいけつ 直ちに採決	議事進行上、委員会付託などを省略し採決することをいいます。
	ちんじょう 陳情	県民の要望を県政に反映させる方法の一つです。県政に対してご意見・ご要望があるときは、どなたでも提出できます。請願と異なり、議員の紹介を必要としません。
	ていれいかい 定例会	定例的に招集される議会のことをいいます。岐阜県議会では、条例でその回数を年4回と定めています。
	どうい ふどうい 同意・不同意	議決のうち、副知事や監査委員等を選任または任命する人事案件などについて、可とするのを同意、否とするのを不同意といいます。
	とうべん 答弁	本会議、委員会などで、議員の質疑や質問に対し知事や関係部局長などが答えることをいいます。
	とうろん 討論	採決の前に、議員が、議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自分の意見を表明することをいいます。
	とくべついいんかい 特別委員会	常任委員会とは別に、特定の事件を審査または調査するために設置する委員会のことをいいます。
は行	はつげんのつうこく 発言の通告 はつげんつうこく (発言通告)	本会議で発言する際には、議長の許可が必要です。発言しようとする者は、原則、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければなりません。
	ふたく 付託 いいんかいふたく (委員会付託)	議会の議決を要する事件について、詳しく検討するため、所管の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に審査を託すことをいいます。
	へいかい 閉会	定例会や臨時会の議事を閉じることをいいます。
	ほんかいぎ 本会議	全議員で構成する議会の会議のことをいいます。
ら行	りんじかい 臨時会	定例会のほかに、特に必要がある場合に招集される議会のことをいいます。